

e スマート 10

(主契約料金表)

平成28年4月1日実施

本 則

1 適 用

このeスマート10料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は，eスマート10といたします。

3 適用範囲

低圧で電気の供給を受け，電灯または小型機器を使用し，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお，この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，この料金表を適用いたしません。

- (1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔平成28年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (2) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であること。
- (3) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は，契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定める

お客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。)と契約電力(お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。)との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力(当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、その電気の需

給契約における最大使用電力を含みます。)のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上

回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

- (2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、供給条件4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

7 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表3（休日扱い日）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間（リビングタイム）

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、夏季における別表3（休日扱い日）に定める日以外の日は、午前8時から午後1時までおよび午後4時から午後10時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が40,700円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が40,700円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の6キロワットまで	1,188 円 00 銭
上記をこえる1キロワットにつき	388 円 80 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

1キロワット時につき	42 円 65 銭
------------	-----------

ロ 生活時間（リビングタイム）

生活時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	34円 12銭	31円 02銭

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

1キロワット時につき	18円 60銭
------------	---------

9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行い、供給条件17（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引き（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）により算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間および生活時間の使用電力量を差し引いた値といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給条件17（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- (3) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、別表2（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、

当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をシャ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

ニ イおよびロの場合で、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間の電気の供給をシャ断する装置は、供給条件48（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

10 その他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表に

よる契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）
(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、
需給契約の消滅とみなしません。

附 則

実施期日

この料金表は、平成28年4月1日から実施いたします。

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満となる場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。
- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、負荷の実情に応じて、お客さまとの協議により、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が6キロボルトアンペア未満となる場合には、イの値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能

を有すること。

なお、「主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則9（使用電力量の計量）(3)イまたはロの場合で、当社が毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 休日扱い日

この料金表において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、8月11日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日

(3) 各年ごとに定める次の日

平成28年	9月22日
平成29年	3月20日，9月23日
平成30年	3月21日，9月23日
平成31年	3月21日，9月23日
平成32年	3月20日，9月22日
平成33年	3月20日，9月23日
平成34年	3月21日，9月23日
平成35年	3月21日，9月23日
平成36年	3月20日，9月22日
平成37年	3月20日，9月23日

- (4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合，その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日
- (5) 1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

